

大妻女子大学短期大学部入学者の既修得単位の取扱いに関する細則

昭和 58 年 4 月 1 日 制定

(総則)

第 1 条 この細則は、大妻女子大学短期大学部学則（昭和 49 年 4 月 1 日制定）第 7 条の 2 第 2 項に規定する既修得単位の認定について定めるものとする。

(出願資格)

第 2 条 既修得単位の認定を願い出ることのできる者は、他の大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の第 1 年次に入学した者とする。

2 高大連携等により高等学校等在学時に修得した単位についても準用する。

(出願の時期)

第 3 条 出願の時期は第 1 年次の初めとする。

(出願手続)

第 4 条 既修得単位の認定を願い出る者は、次の書類を所定の期日までに教育支援グループへ提出するものとする。

(1) 単位認定願書

(2) 既修得単位の成績証明書

(単位の認定)

第 5 条 単位の認定は、教務委員会において審議し、教育上有益と認められた場合は、教授会の議を経て行うものとする。

(認定単位数)

第 6 条 単位の認定は、30 単位を超えない範囲で行うものとする。

(認定単位の評価)

第 7 条 認定した単位の評価は、すべて「N（認定）」として処理するものとする。

第 8 条 この細則の改廃は教務委員会で行う。

附 則

この細則は、昭和 58 年度第 1 年次入学者から適用する。

附 則

この細則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行し、平成 8 年度入学者から適用する。

附 則

この細則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行し、平成 12 年度第 1 年次入学者から適用する。

附 則

この細則は、平成 17 年 1 月 11 日から施行し、平成 16 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 3 年 5 月 11 日から施行し、令和 3 年度入学生から適用する。